

豊川市民病院
歯科医師臨床研修プログラム《管理型》

2024(令和6)年度



豊川市民病院

目次

1. 研修プログラムの名称
2. プログラムの実施施設
3. 研修の基本理念
4. 研修の基本方針
5. 研修プログラムの特色
6. 臨床研修の目標
7. 参加施設及び研修指導体制
8. 研修期間・研修内容
9. 研修歯科医の定員並びに選考方法
10. 研修歯科医の処遇
11. 研修医の責務
12. 研修の到達目標
 - A：歯科医師としての基本的価値観 《評価表Ⅰ》
 - B：資質・能力 《評価表Ⅱ》
 - C：基本的診療業務 《評価表Ⅲ》
13. 研修の評価方法及び評価基準
14. 研修修了の基準・設定

1. 研修プログラムの名称

豊川市民病院歯科医師臨床研修プログラム[管理型]

2. プログラム実施施設

施設名 : 豊川市民病院

開設者 : 豊川市長 竹本幸夫

管理者 : 豊川市病院事業管理者 三島 晃

所在地 : 〒442-8561 豊川市八幡町野路23番地 Tel 0533-86-1111

施設の沿革 : 1946年豊川市光明町に開院、1997年病院機能評価を県下の公立病院では第1号で認定を取得、1999年歯科臨床研修病院の指定を受け、2013年現在の八幡町に新築移転、2019年救命救急センター開設。人口約69万人の東三河南部医療圏で急性期医療の中核病院として重要な役割を果たしている。

病床数 : 501床

一般病床 428床 (※ 口腔外科病床 5床)

結核 8床

精神科 65床

歯科診療台 : 5台

3. 研修の基本理念

歯科医師としての幅広く豊かな人格を養うとともに、プライマリ・ケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的診療能力（態度・技能・知識）を身につける。

また、チーム医療のリーダーとして、コメディカルスタッフと協調して日常診療を行うために必要な人間性と教養の修得を目指すとともに、医療の持つ社会的役割の重要性を理解し、救急・急性期を担う地域医療に貢献する姿勢を体得する。

4. 研修の基本方針

- 1 基本的態度・知識・技能を修得する。
- 2 患者中心の医療を理解し、実践する。
- 3 チーム医療の重要性を理解し、実践する。
- 4 医療安全について深く理解し、実践する。
- 5 医療人としての倫理観を養成する。
- 6 地域医療の重要性を理解し、実践する。

5. 研修プログラムの特色

- 1) 医科臨床研修との連携を図り 1 年研修を行う。2 年目は後期研修歯科医としてさらに 1 年、研修をおこなう。
- 2) 歯科医師としての基礎のほかに病院歯科として、他科医師との連携による有病者の歯科医療を行うことができる。
- 3) 将来、口腔外科を専門とするステップとして、口腔外科小手術の基本手技の習得と関連科(内科、外科、小児科、放射線科)の研修を行う。

2 年目の後期研修医は耳鼻科、脳神経外科、麻酔科研修においては「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」(医政医発第 0710001 号/医政歯発第 0710001 号/平成 14 年 7 月 10 日)に沿って行う。また、救急科の研修においては「歯科医師の救命救急研修ガイドラインについて (医政医発第 0919001 号/医政歯発第 0919001 号/平成 15 年 9 月 19 日)」に沿って研修を受けることができる。

6. 臨床研修の目標

- 1) 歯科医療人である前に、一般医療人としての態度・知識・技術を身につけ、その基礎のもとに歯科医療人たるべく研修する。
- 2) 患者を疾患のみから診ることなく、一個人として尊厳を持って接することができるように研修する。

- 3) 安全な医療を提供するための基本的知識、技能を習得する。またチーム医療を理解しじっせんする。
- 4) 総合病院の歯科口腔外科であるため、有病者の患者が多く、ただ単に口腔、歯科疾患のみにとらわれることなく、全身から診る診療姿勢を学び、必要の都度、他の診療科医師と積極的に交流し、医学的知識が向上するように研修する。
- 5) 生涯にわたって学習する姿勢を身につける。

7. 参加施設及び研修指導体制

1) 参加施設

(1) 管理型臨床研修施設

① 施設名	豊川市民病院（施設番号：050518）
② 院長	佐野 仁
③ プログラム責任者	鈴木 慎太郎
④ 指導歯科医	鈴木 慎太郎 木村 将士

(2) 協力型(Ⅱ)

① 施設名	あんとうデンタルクリニック
② 研修実施責任者	安東 基善
③ 指導責任者	安東 基善
④ 指導歯科医	安東 基善

2) 指導体制

研修歯科医は、指導歯科医の直接的指導の下で、あるいは指導歯科医の指導の下で、指導歯科医以外の歯科医（いわゆる上級歯科医）とともに診療チームを形成して研修を行う。プログラム責任者は、指導歯科医と密接な連携をとり、研修歯科医のプログラム進行状況の把握及びアドバイスを行う。

8. 研修期間・研修内容

1) 研修期間

(1)初期臨床研修期間 1年 (2024年4月1日～2025年3月31日)

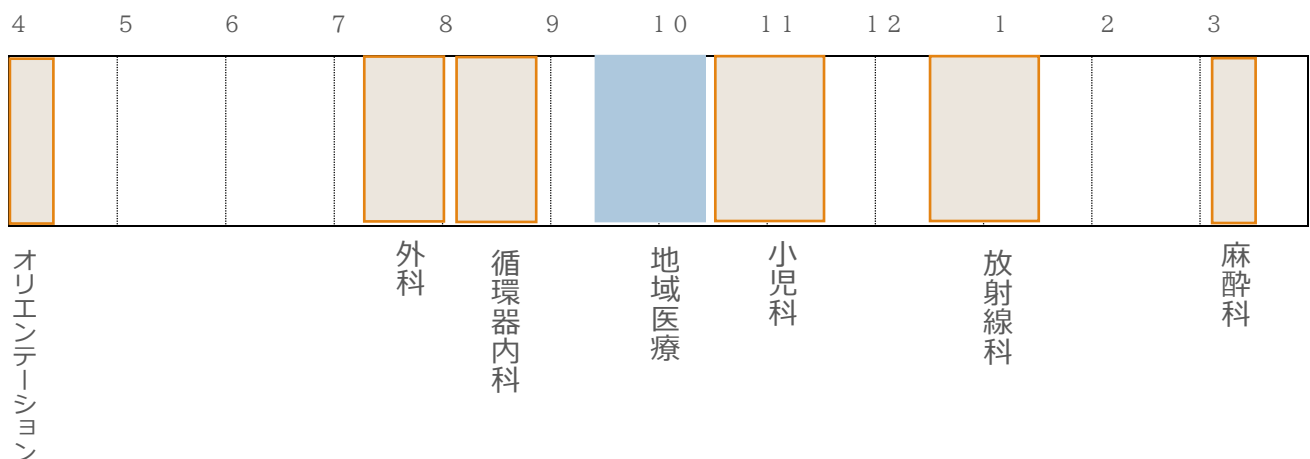
(2)後期臨床研修期間 1年 (2025年4月1日～2026年3月31日)

2) 研修内容

(1) 初期臨床研修医

医科臨床研修、協力型（Ⅱ）臨床研修施設と連携した1年間の初期臨床研修を行う。ローテート研修を行うにあたっては、医科臨床研修との連携をとりつつ、ローテートする科と研修期間を設定した表を作成し、研修管理委員会の承認を得たうえで開始する。

初期臨床研修年間スケジュール例



(2) 後期臨床研修

1年間の初期研修を修了した者は、引き続き後期研修医として医科と連携した研修を続ける。

・後期研修ローテート：麻酔科(ガイドライン遵守)・救急科(ガイドライン遵守)

耳鼻科・脳神経外科

3) その他の研修項目

院内で開催される講習会・勉強会に参加する。

- 4) 休日など : 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
年次休暇、夏季休暇、結婚休暇、育児休暇、介護休暇など
- 5) 学会参加 : 規定範囲内で学会、研究会等への参加費用支給

1 1. 研修医の責務

- 1) 心得 : 地方自治体職員としての自覚を持ちながら医師としての責務を果たす。
- 2) 行動 : ①「豊川市病院事業職員就業規則」を遵守し、事故に責任を持ち積極的に行動する。
②研修に専念する立場であり、アルバイトは禁止とする。

1 2. 研修の到達目標

A 歯科医師としての基本的価値観《評価票Ⅰ》

1 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B 資質・能力《評価票Ⅱ》

1 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

3 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

4 コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。

- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

5 チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

6 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理(予防接種や針刺し事故への対応を含む。)を理解し、自らの健康管理に努める。

7 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌等を含む。)を把握する。

C 基本的診療業務 《評価票Ⅲ》

1 基本的診療能力等

基本的診療能力に関しては一般評価以外に、経験症例数 350 症例を目標と 70% の達成率を必須とする。

各研修内容は、外来及び入院患者の診療において、指導医のもと、研修を実施する。

(1)基本的診察・検査・診断・診療計画(到達目標:一連として 50 症例)

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮して上で、適切に医療面接を実施する。
- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④病歴聴取、診察所見及び及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2)基本的臨床技能等

①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

(到達目標:20 症例)

②基本的な応急処置を実践する。

③歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。(到達目標:20 症例)

④診療に関する記録や文章(診療録、処方箋、歯科技工指示書等)を作成する。

⑤医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

⑥一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

a.歯の硬組織疾患(到達目標:5 症例)

b.歯髄疾患(到達目標:2症例)

c.歯周病(到達目標:10 症例)

d.口腔外科疾患(到達目標:35症例)

e.歯質と歯の欠損(到達目標:5症例)

f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下(到達目標:15症例)

(3)患者管理

①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

(到達目標:30 症例)

②患者の医療情報等について、必要に応じて主治医の医師等と診療情報を共有する。

③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。(到達目標:20 症例)

④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。(選択・到達目標:30 症例)

(4)患者の状態に応じた歯科医療の提供

①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

③障害を有する患者への対応を実践する。(選択・到達目標:3症例)

2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1)歯科専門職の連携

①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。

②歯科衛生士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2)多職種連携、地域医療

①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

③がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。

④歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

⑤入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3)地域保健

①地域の保健・福祉の関係職員、関係職種を理解し、説明する。

②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

(4)歯科医療提供に関連する制度の理解

- ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する

13. 研修の評価方法及び評価基準

1 評価票Ⅰの評価

(1)評価方法

評価票Ⅰ「歯科医師としての基本的価値観」に関する評価は研修医、指導医、他職種評価者により評価される。

(2)評価基準

- 1) 期待を大きく下回る
- 2) 期待を下回る
- 3) 期待通り
- 4) 期待を大きく上回る

上記4項目で評価し、3)評価以上の評価を受けるものとする。

2 評価表Ⅱの評価

(1)評価方法

評価表Ⅱ「資質、能力」に関する評価は研修医、指導医、他職種評価者により評価される。

(2)評価基準

- 1) 臨床研修の開始時点で期待されるレベル
- 2) 臨床研修の中間時点で期待されるレベル
- 3) 臨床研修の終了時点で期待されるレベル
- 4) 上級医として期待されるレベル

上記4項目で評価し、3)評価以上の評価を受けるものとする。

3 評価票Ⅲの評価

(1)評価方法

評価票Ⅲ「基本的診療業務」に関する評価は研修医、指導医により評価される。

(2)評価基準

- A) 十分に理解し、すべて自分で出来る
- B) 理解し、ある程度自分で実践できる(少し助言が必要)
- C) 理解に多少の問題があるが、指導すれば実践できる
- D) 知識、技術、理解とも不十分／／経験なし

上記 4 項目で評価し、C)評価以上の評価を受け、目標症例数を達成するものとする。

14. 研修修了の基準・設定

1 研修修了の基準

プログラム責任者は研修修了時にすべての評価を総合的に判断し、達成度判定票を記載し、臨床研修の目標達成度に関わる総括的評価を行う。

プログラム責任者は研修管理委員会に対して研修歯科医の研修目標の達成状況を、達成度判定票を用いて報告し、その報告に基づき研修管理委員会は研修修了の可否について評価する。研修管理委員会は管理者に対し、研修歯科医の評価を報告しなければならないが、もし未達の項目が1項目でも残っている場合は、管理者および研修管理委員会が、当該研修医及び指導関係者と十分話し合ったうえで、管理者の責任で未修了と判断し、管理者が当該研修歯科医の研修期間を延長・継続とする。

2 研修の休止(未修了、中断)

臨床研修における休止期間については、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修 に関する省令の施行について」において、研修期間を通じて45 日を上限とすることとされている。休止期間が45日を超える場合の取扱いについては、以下のようにする。

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児、その他正当な理由を想定している。

臨床研修を長期にわたって休止する場合においては、下記(1)、(2)のように、当初の研修期間の修了時に未修了とする取扱いと、臨床研修を中断する取扱いとが考えられること。なお、未修了や中断に関する基本的な考え方、手順等については、施行通知による。

(1)未修了の取扱い

- ①当初の研修プログラムに沿って研修を行うことが想定される場合には、当初の研修期間の修了時の評価において未修了とすること。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、45日を超えた休止日数分以上の日数の研修を行うこと。
- ②未修了とした場合であって、その後病院を変更して研修を再開することになった時には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとすること。

(2)中断の取扱い

- ①病院を変更して研修を再開する場合には、臨床研修を中断する取扱いとし、研修歯科医に臨床研修中断証を交付すること。
- ②臨床研修を中断した場合には、研修歯科医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等、臨床研修の再開の支援を行うことを含め、適切な進路指導を行うこと。
- ③臨床研修を再開する病院においては、臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行うこと。

(3)臨床医としての適正評価

研修医が以下に定める項目に該当する場合は修了を認めない。

- ①安全、安心な医療が提供できない場合
- ②法令・規則が遵守できない者